

事 務 連 絡  
令和 5 年 4 月 10 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課  
廃棄物規制課

専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（事務連絡）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書並びに第 14 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書に規定される専ら再生利用の目的となる廃棄物については、先日、「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」（令和 5 年 2 月 3 日付け環循適発第 2302031 号・環循規発第 2302031 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「通知」という。）を発出したところですが、通知の趣旨等について問合せがあったことから、以下のとおり補足します。

今般通知を発出した背景としては、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を業として行う者が、それ以外の廃棄物の処理に係る廃棄物処理業の許可を取得する場合に、当該専ら再生利用の目的となる廃棄物の処理についても一律に許可を必要とするなど、法の規定と異なる運用がなされている事例を把握したことから、解釈の明確化を図ったものであり、これにより従前の法解釈を変更するものではありません。

そもそも、「行政処分の指針について」（令和 3 年 4 月 14 日付け環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）にあるとおり、廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であり、廃棄物処理業の許可制度は、廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び事業を行う者の能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、廃棄物の適正な処理を確保するものです。

このうち、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を業として行う者を許可の対象から除いているのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和 46 年 10 月 16 日付け環整 43 号厚生省環境衛生局長通知）において、「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」とされているとおり、法制定当時から既存回収業者による回収から再資源化までの処理体制が既に確立されており、許可制度の対象としなくとも適正処理がなされることが期待されるためです。

ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には当該許可が必要となります。

以上の趣旨を踏まえ、許可制度の適切な運用をお願いいたします。